平成22年4月1日告示第61号

改正

平成22年5月31日告示第113号

鴻巣市木造住宅耐震改修助成事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鴻巣市耐震改修促進計画に基づき既存木造住宅の耐震化を図るため、市内に おける住宅の耐震改修を行う者に対して助成金を交付することについて、必要な事項を定めるも のとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 耐震診断 鴻巣市木造住宅耐震診断助成事業要綱(平成22年鴻巣市告示第60号。以下「耐震診断要綱」という。)第2条に規定する耐震診断をいう。
 - (2) 耐震補強設計 耐震診断の上部構造評点が1.0未満又は耐震診断で地盤若しくは基礎が安全でないと診断された建築物について当該建築物の上部構造評点が1.0以上又は地盤若しくは基礎が安全になるよう行われる工事の設計をいう。
 - (3) 耐震補強工事 耐震補強設計に基づいて実施される工事をいう。
 - (4) 耐震改修 耐震補強設計及び耐震補強工事を行うことをいう。

(助成の対象となる住宅)

第3条 助成の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、耐震診断要綱第4条第1号及び 第2号の住宅で、耐震診断の上部構造評点が1.0未満又は耐震診断で地盤若しくは基礎が安全でな いと診断されたものとする。

(助成の対象となる耐震改修)

第4条 助成の対象となる耐震改修は、対象住宅の耐震診断を行った建築士が耐震補強設計及び耐 震補強工事の監理を行う耐震改修とする。

(耐震補強工事施工者)

第5条 助成の対象となる耐震補強工事を施工することができる者(以下「施工者」という。)は、 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者で、市内に本店又は営業所を 開設しているものとする。

(助成の対象者)

第6条 助成の対象者となる者は、耐震診断要綱第4条に該当する者とする。

(助成金の額)

- 第7条 助成金の額は、耐震改修に要した費用に100分の20を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が居住する住宅は、耐震改修に要した費用の額又は30万円のいずれか少ない額とする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (3) 65歳以上の者

(助成の制限)

第8条 助成は、対象となる住宅1棟につき1回限りとする。

(交付申請)

- 第9条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修を実施する前に、鴻巣 市木造住宅耐震改修助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 住宅の所有者全員が確認できる書類
 - (2) 第7条各号に該当する者にあっては、確認できる書類
 - (3) その他市長が必要と認めた書類

(決定の通知等)

- 第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、助成金の交付要件 に適合すると認めるときは、鴻巣市木造住宅耐震改修助成決定通知書(様式第2号)により申請 者に通知するものとする。この場合において、耐震改修の実施について必要な条件を付すことが できる。
- 2 前項の通知書を受けた申請者(以下「適合者」という。)は、耐震改修を取りやめるときは、 速やかに鴻巣市木造住宅耐震改修助成辞退届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならな い。

(完了報告)

第11条 適合者は、耐震改修が完了したときは、速やかに鴻巣市木造住宅耐震改修完了報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震補強設計契約書及び耐震補強工事契約書の写し
- (2) 耐震補強設計及び耐震補強工事の領収書の写し
- (3) 建築確認済証の写し(建築確認が必要な場合に限る。)
- (4) 耐震補強工事の内容が分かる工事写真及び工事監理報告書
- (5) その他市長が必要と認めた書類

(助成金の確定通知)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、必要な事項を審査し、耐震改修が適正に 行われたと認めるときは、鴻巣市木造住宅耐震改修助成金確定通知書(様式第5号)により適合 者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

- 第13条 前条の通知を受けた適合者は、鴻巣市木造住宅耐震改修助成金請求書(様式第6号)により市長に請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。 (助成金の返還)
- 第14条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、その全部又は一部 を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに行った耐震診断については、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までの間に限り、耐震改修の対象とする。

附 則 (平成22年告示第113号)

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係) 様式第1号(第9条関係)							
	鴻巣市木造住宅而	対震改修即	协成申	請書	年	月	日
(あて先)鴻巣市長							
			住	所			
		申請者	氏	名			
			400-00	亚口			

耐震改修の助成を受けたいので、鴻巣市木造住宅耐震改修助成事業要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

なお、本申請の審査に必要があるときは、市税の滞納の有無について、調査することに 同意します。

住宅の所在地		
住宅の種類	1 戸建て住宅 2 戸建て併用住宅 3 長屋住宅	
住宅の構造	木造 階建て	
第7条各号の適用区 分	□(1) □(2) □(3) 該当者氏名 生年月日	

様式第2号(第10条関係) 様式第2号(第10条関係) 鴻巣市木造住宅耐震改修助成決定通知書 第 号 年 月 日

年 月 日付けで申請のあった耐震改修の助成については、鴻巣市木造住宅耐震改 修助成事業要綱第10条第1項の規定により、交付要件に適合していると認めるので通知しま す。

鴻巣市長

- 1 住宅の所在地
- 2 第7条各号の適用の有無

様式第3号(第10条関係) 様式第3号(第10条関係)

鴻巣市木造住宅耐震改修助成辞退届出書

年 月 日

印

(あて先)鴻巣市長

住 所 適合者 氏 名 電話番号

年 月 日付けで耐震改修助成の対象として決定を受けた耐震改修については、 次の理由により取りやめますので、鴻巣市木造住宅耐震改修助成事業要綱第10条第2項の規 定により提出します。

- 1 住宅の所在地
- 2 取りやめる理由

様式第4号(第11条関係) 様式第4号(第11条関係)	
鴻巢市木造住宅耐震改修完了報告書	;
(あて先)鴻巣市長	年 月 日
住 所 適合者 氏 名 電話番号	
年 月 日付けで助成の決定を受けた耐震改修が完了 耐震改修助成事業要綱第11条の規定により、次のとおり報告し	
1 住宅の所在地	
2 耐震改修完了日 年 月 日	
3 添付書類 (1) 耐震補強設計契約書及び耐震補強工事契約書の写し (2) 耐震補強設計及び耐震補強工事の領収書の写し (3) 建築確認済証の写し(建築確認が必要な場合に限る。) (4) 耐震補強工事の分かる工事写真及び工事監理報告書 (5) その他市長が必要と認めた書類	
様式第5号(第12条関係) 様式第5号(第12条関係)	
鴻巢市木造住宅耐震改修助成金確定通知	知書 第 号

年 月 日付けで完了報告のあった耐震改修について、鴻巣市木造住宅耐震改修助 成事業要綱第12条の規定により、次のとおり助成金の額を確定したので通知します。

鴻巣市長

年 月 日

印

1 住宅の所在地

2 助成金の額 円

様

様式第6号(第13条関係) 様式第6号(第13条関係)							
ì	鴻巣市木造住宅	耐震改修助	成金記	青求書	he		
(あて先)鴻巣市長					年	月	日
(めて元)/楊朱巾女			住	所			
		適合者	氏	名			(1)
			電話	番号			
鴻巣市木造住宅耐震改修	多助成事業要綱領	第13条第1項	の規定	定により、	次のとお	り請求	こします

1 請求金額

円

2 振込先口座

2 100/2/4/11		
金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
口座の種類	普通 • 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

- 注 1 フリガナは、必ずご記入ください。
 - 2 預金口座は、適合者本人の名義の口座に限ります。
 - 3 郵便局への振込みはできません。